

転入誓約書

葛飾区の認可保育施設等の入所申し込みにあたり、以下の内容を遵守することを誓約いたします。

なお、以下の内容を遵守しない場合、葛飾区の認可保育施設等の入所内定を取消されても異議はありません。

利用調整の結果、葛飾区の認可保育施設等に内定した場合、入所月の前月末日までに住民票を葛飾区に異動します。また、住民票の手続きと併せて、入所月の前月最終営業日までに葛飾区保育課入園相談係にて本申請（※1）の手続きを行います。利用調整の結果、入所が保留となった場合でも、葛飾区に住民票を異動した際は、葛飾区保育課入園相談係で本申請の手続きを行います。

（※1）本申請とは、葛飾区外から行っていた保育施設申込に係る申請を葛飾区民としての申請に切り替える手続きのことを指します。来庁する保護者の本人確認書類を持参のうえ、葛飾区保育課入園相談係の窓口にお越しください。

転入予定先住所 葛飾区 _____

転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

誓約書に加えて、証明書類（不動産の賃貸契約書又は売買契約書の写し）を添付してください。

裏面の**全世帯対象：転入に際しての注意事項**も必ずご確認ください。

同居（入居）予定者

氏名	年齢	生年月日	世帯主から見た続柄
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

裏面も必ずご確認ください

※不動産の賃貸契約書又は売買契約書の写しが添付できない場合は、裏面の該当項目に証明を受けてください。

葛飾区に現在住んでいる親族等の住居に同居する場合（葛飾区在住の同居予定の方がご記入ください。）

表面の転入予定先住所に転入予定日から同居することに同意します。

申込児童との続柄 _____

同居者署名 _____（連絡先）

※同居される方のご年齢が20歳以上65歳未満の方は併せて該当者全員分の保育の必要性が確認できる書類の提出が必要です。

※同居とは住民登録上、別世帯でも同一住所に住んでいることを指します。

親族や知人等が所有する不動産に入居する場合（不動産の現所有者の方がご記入ください。）

不動産の現所有者を（甲）とし、入居予定者を（乙）とする。

（甲）_____ は（乙）_____ に物件を譲渡し、
（乙）は表面の転入予定先住所に転入予定日から居住できることを証明します。

就労先が所有する社宅などに入居予定の場合（会社の人事担当の方がご記入ください。）

表面の転入予定先住所に転入予定日から居住できることを証明します。

就労先所在地 _____

就労先名称 _____

代表者（又は記入担当者） _____

※社判等の押印は不要です。

全世帯対象：転入に際しての注意事項（必ずお読みいただき、確認のうえ☑を入れてください）

- 賃貸・売買契約書は転入先の住所、物件のお引渡し日、売主と買主の署名と捺印があるものを有効な書類として扱います。入居申込書は有効な書類として扱うことはできません。書類に不足や不備がある場合には転入の予定なしと見なし、選考の減算や選考の対象から外れる可能性がございます。
- 葛飾区外の認可保育施設等に入所中の場合は、葛飾区の入所選考の結果によってお手続きが変わります。
 - ・葛飾区の保育施設に内定が出た場合：在籍している葛飾区外の保育施設は退園となります。退園のお手続きについては、保育園のある自治体にご確認ください。
 - ・葛飾区の保育園が保留となった場合：葛飾区に転入後も引き続き在籍している葛飾区外の保育施設に通園する場合は、葛飾区に転入後速やかに保育課入園相談係でお手続きが必要です。
- 内定・保留の通知は葛飾区に転入後、葛飾区保育課入園相談係での本申請のお手続きが完了次第、処理を行います。転入前に葛飾区から通知をお渡しすることはできませんのでご了承ください。

☑がない場合は、有効な書類としてお認めすることはできません。